

食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施要領

制定 平成28年4月1日27食産第5752号
農林水産省食料産業局長通知
改正 平成29年3月31日28食産第6135号

第1 目的

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5516号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の3の食のサービス産業イノベーション推進対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5517号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体等

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の3～5の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第3の1、2及び3の（2）の事業

民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費者生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、医療法人、社会福祉法人、公社、独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び法人格を有さない団体であって事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）、又は民間団体等若しくは特認団体を構成員とする協議会（事業化共同体（コンソーシアム）を含む。）。)

なお、協議会が事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員とすることをさまたげない。

また、協議会は、構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成しており、当該協議会を代表する者が定めており、定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程を作成しており、かつ、事業計画、収支予算等が総会等において承認されている協議会であること。

（2）第3の3の（1）の事業

都道府県又は市町村、農林漁業者、食品関連事業者、その他本事業の執行に必要な者等から構成される協議会であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 都道府県又は市町村及び農林漁業者が構成員となっており、事業の実施に必要な指導及び協力が確実に得られること。

イ 取組の内容の決定に当たって様々な業種の事業体の意見が反映されるため、様々な業種の事業体が構成員となっていること。

ウ 主たる事務所の定めがあること。

エ 代表者の定めがあること。

オ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する定めがあること。

カ 各年度ごとの事業計画、収支予算書等が総会等で承認されていること。

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

4 第3の2の（2）の事業を実施するモデル実証実施主体に係る、実施要綱第3のなお書きの食料産業局長が別に定める要件は、次に掲げるいずれかとする。

- (1) 外食又は中食事業者
- (2) その他、外食又は中食事業者の生産性向上に資する取組を行いうる事業者

第3 事業の内容等

1 食によるインバウンド対応推進事業

(1) 地域の食文化資源魅力活用・需要拡大事業

地域の農林水産物・食品、食文化、景観等の魅力を国外に発信し、訪日外国人誘致を目指す地域の取組を支援するため次の全ての取組を行う。

ア 地域の食文化資源等の発掘

地域の食・食文化等の中から世界に通用する魅力を再発見することを支援するために国内外の料理人や有識者等を地域へ派遣する。

（補助対象経費）

有識者等派遣費用（海外招聘旅費、国内旅費）、講師謝金、調査員等旅費、調査員等手当、通訳費、会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費等

イ 映像資料等の記録作成

地域の食・食文化の魅力やそのストーリーを、訪日を考えている旅行者に発信するための映像や次世代へ共有するための映像を製作する。

（補助対象経費）

映像作成費（賃金、機器・設備借料、編集機器使用料、外注費、消耗品費等）

ウ 広報普及

地域の魅力・ストーリーを記録した映像を集約化・ブランド化し、訪日外国人を増やすことを目的として国内外へ発信するために構築されたウェブサイト等を運用及び改修する。

（補助対象経費）

情報サイト運用及び改修費（開発員等手当、賃金、翻訳費、資料印刷費、外注費等）、ガイドブック作成費（デザイン作成費、調査員等手当、資料印刷費等）告知・PR費（雑誌掲載料、広告作成費、デザイン作成費、ポスター作成費、翻訳費、撮影費、専門家雇用料、スタジオ使用料、出演料、ポスター印刷費、発送費、外注費等）、発表会・交流会開催費（会場借料、会

場装飾費、調査員等手当、司会採用費、消耗品費等)

(2) 「食のおもてなし」によるインバウンド対応促進事業

訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進するため、次の全ての取組を行う。

ア インバウンド対応マニュアル作成

飲食店等におけるインバウンド対応（多言語対応やムスリム・ベジタリアン対応等）について、参考となるマニュアル等を作成し、地域の関係者に広く配布するなど、飲食店及び関連業種（観光業、宿泊業、金融業等）に必要な情報等を広く普及・浸透させる取組を行う。

（補助対象経費）

調査費（調査員等手当、賃金、旅費、有識者謝金・旅費、資料作成費、通信費、消耗品費等）、マニュアル等作成費（調査員等手当、賃金、旅費、資料印刷費等）

イ 活用促進人材育成

飲食店及び関連業種を対象にインバウンド対応マニュアル等を使用してセミナー等を実施し、受講者への情報提供・知識向上を図るとともに、その効果を検証する。

（補助対象経費）

セミナー開催費（委員謝金、賃金、旅費、会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費等）

2 サービス産業イノベーション推進事業

(1) 生産性向上推進事業

外食・中食産業の事業者の生産性向上を図るため、次の全ての取組を行う。

ア 先進・優良事例の調査

外食・中食産業における業務の効率化及び合理化並びにいわゆる「おもてなし」などきめ細かいサービスを通じて顧客満足度の向上を図る取組について、先進・優良事例調査を実施する。

（補助対象経費）

先進・優良事例調査費（調査員手当、調査員旅費、謝金、報告書作成費、発送費、通信費、消耗品費等）

イ 研修会等の開催

アの調査結果及び前年度までの先進・優良事例の成果も活用し、外食・中食産業における生産性向上を図る取組の必要性を普及・啓発する研修会の開催、他産業における生産性向上に関する取組の活用、食材調達先との取引の効率化、新規開拓等を推進するための交流会の開催を行う。

（補助対象経費）

研修会開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、当日スタッフ賃金等）、異業種交流会開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、当日スタッフ賃金等）

ウ 検討委員会の開催

アの調査対象等及びイの研修内容等の検討並びに（2）の事業を行うモデル実証実施主体の公募に係る審査等を行う検討委員会を開催する。

(補助対象経費)

検討委員会開催費(謝金、旅費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費等)

エ 生産性向上モデル実証事業の管理等

(2)の事業を行うモデル実証実施主体の公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理、実証結果の評価等を行う。

(補助対象経費)

生産性向上モデル実証事業管理費(謝金、旅費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費等)

(2) 生産性向上モデル実証事業

サービス工学等の異分野の知見を活用した業務の最適化、ICT・ロボット技術の導入、業務の共同化等に取り組むことで、より高い生産性と高水準のサービス提供を実現するモデル的な取組を行う。

(補助対象経費)

生産性向上検討会費(委員謝金、委員旅費、資料作成費等)、現地調査員手当、調査員旅費、食材費、物流費(本事業の実施のために要したことが明らかなものに限る。)、分析費、消耗品費、生産性向上機器リース料(アプリ等利用料金を含む。)、エンジニア賃金、報告書作成費等

3 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業

(1) 機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業

機能性農産物等を活用した地域特産物等について健康ブランド化を推進するため、次の全ての取組を行う。

ア 地域協議会の運営

本事業を推進するため、事業説明会や検討会等の開催、事業の計画書の作成、特産物を活用した健康増進プログラムの策定及び報告書の作成等を行う。また、本事業で実施するセミナーや健康調査への参加者が自発的に健康管理に取り組むよう、インセンティブ(ポイント制など)を付与する仕組みを検討する。

(補助対象経費)

協議会の開催費(委員謝金・旅費、事務員手当、会場借料、資料印刷費、消耗品費等)

イ メニュー開発・作成

特産物を活用した食品やメニューを開発するため、新商品・メニュー等検討会の開催、栄養士等による監修、食品・メニューの試作及び機能性成分の含量測定等を行う。

(補助対象経費)

検討会開催費(委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等)、メニュー開発費(開発員等手当、監修指導手当、機器・設備借料、原材料費等)、成分分析費(外注費等)

ウ 広報普及

協議会の取組やセミナーの開催案内、健康メニュー設置店の紹介等を消費者に周知するため、ホームページやパンフレットを作成する。

また、飲食店向けに機能性農産物の活用方法等に関する説明会や市民向けに機能性農産物の健康維持への効能等のセミナーを開催する。

(補助対象経費)

ホームページ作成費（資料印刷費、デザイン作成費、ホームページ作成費、外注費等）、説明会・セミナーの開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）広報資材作成（POPデザイン費、資料印刷費、資材費等）

エ 健康検査・食事調査

本事業で実施した食による取組による地域の健康課題解決への寄与を評価・検証するため、市民の食事調査や健康状態の検査を実施する。

なお、収集したデータ等については、（２）のイの事業実施主体への提供に協力すること。

（補助対象経費）

健康検査費（研究員等手当・旅費、消耗品費、機器使用料、外注費、実証協力謝金等）、食事調査費（指導員等手当・旅費、会場借料、外注費等）

（２）食産業における機能性農産物活用促進事業

食品産業全体において、機能性農産物等の活用促進を図るため、次のア又はイのいずれかの事業を行う。

ア 活用促進人材育成事業

小売事業者等の購買担当や店舗責任者等を対象とし、機能性表示食品制度の概要や販売時の留意点、消費者への対応方法等の内容を網羅したセミナーを実施し、受講者の知識向上を図るとともに、機能性農産物等の流通の促進を図るための取組を行う。

（補助対象経費）

検討会開催費（委員謝金・旅費、通信費、資料印刷費、消耗品費等）、調査費（調査員等手当、賃金、旅費、有識者謝金・旅費等）、セミナー開催費（講師謝金、旅費、賃金、調査員等手当・旅費、会場借料、資料印刷費、新聞掲載費、広告作成費、通信費、消耗品費等）

イ ビックデータ等活用促進事業

消費者の食習慣情報を収集し、蓄積されたデータを解析することにより消費者への食習慣の提案や機能性農産物等の需要予測等の新たな食関連サービスに役立てるプログラムの開発を行う。

また、（１）の事業の全ての事業実施主体と連携し、食事調査や健康調査のデータを集積・解析することにより、各地域での取組を客観的に評価し、取りまとめた内容を消費者に対して広く普及・広報する。

（補助対象経費）

システム構築費（開発員等手当、賃金、サーバ借料、システム端末費、通信ネットワーク費等）、事務運営費（事務員手当、通信費、資料印刷費、消耗品費、会場借料等）、調査研究費（調査員等手当、賃金、旅費、有識者謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、報告書作成費、通信運搬費、事務消耗品費等）、広報・普及費（雑誌掲載料、広告作成費、デザイン作成費、会場借料、会場装飾費、調査員等手当、司会採用費、消耗品費、外注費等）

第４ 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度までとする。

第５ 採択基準等

実施要綱第４の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとし、

事業承認者は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

第6 事業の成果目標

- 1 第3の1から3までの事業について、事業実施主体は、費用対効果をはじめとした効果検証ができるものを実施する事業の成果目標として設定することとする。
- 2 第3の1の事業については、農山漁村地域を訪れる訪日外国人旅行者の増加に貢献していることを検証できる成果目標とすること。
- 3 第3の2の事業については、目標年度を事業開始年度を含む3年後とし、外食・中食産業の事業者の生産性向上に貢献していることを検証できる成果目標とすること。
- 4 第3の3の(1)の事業については、目標年度を事業開始年度を含む3年後とし、機能性表示食品制度等の活用及び地域での実証を通じて健康ブランド化する地域特産物の販売額を成果目標として設定すること。
- 5 第3の3の(2)の事業については、食品産業における機能性表示食品制度の利活用の促進に貢献していることを検証できる成果目標を設定すること。

第7 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、事業承認者に提出して、その承認を申請するものとする。
ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第8の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 事業実施計画の重要な変更
実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業の内容の追加又は削除
 - (2) 事業目的の変更
 - (3) 交付要綱別表1の3の食のサービス産業イノベーション推進対策の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業の実施

第3の2の事業については、以下のとおり実施するものとする。

1 生産性向上推進事業の実施

事業実施主体は、第3の2の(1)のア及びイの実施に当たり、外食・中食産業、企業・店舗経営管理、情報通信技術、サービス工学等に関する分野の専門家及び外食・中食団体関係者等から構成される検討委員会を設置し、先進・優良事例の調査の対象や取りまとめ方針等及び研修会等の内容や開催時期等について検討し、実施するものとする。

2 生産性向上モデル実証事業の実施

(1) 生産性向上モデル実証事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の2の(2)の事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について別途実施規程を作成し、別記様式3により事業承認者に提出し、その承認を受けることとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(2) 実施規程は以下の事項を記載するものとする。

- ア 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- イ 交付申請及び実績報告
- ウ 交付の決定及び補助金の額の確定等
- エ 申請の取下げ
- オ 生産性向上モデル実証事業計画の(変更)承認等
- カ 補助金の支払い
- キ 交付決定の取消し等
- ク 補助金の経理及び事業実施主体による調査
- ケ 収益納付
- コ 個人情報保護等に係る対応
- サ その他必要な事項

(3) 生産性向上モデル実証事業の公募、審査及び採択

事業実施主体は、第3の2の(2)の事業の実施に当たり、1の検討委員会を設置し、モデル実証実施主体を公募により採択するものとする。採択に当たっては、外食及び中食産業ごと並びに事業規模ごとそれぞれの事業者を採択するものとする。検討委員会は、モデル実証実施主体が第2の4の要件に合致するか、モデル実証実施主体から提出された生産性向上モデル実証事業計画が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、事業実施主体はモデル実証実施主体を公募するごとに、検討委員会の審査を受けるものとする。事業実施主体は、検討

委員会の審査の結果、適切と判断されたモデル実証事業計画について、事業承認者に提出し、承認を受けるものとする。

(4) 生産性向上モデル実証事業実施に関する事項

ア 生産性向上モデル実証事業計画の作成及び承認手続き

事業実施主体は、第3の2の(2)の事業の実施に当たり、実施規程に定める生産性向上モデル実証事業計画をモデル実証実施主体に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。事業実施主体は、提出された生産性向上モデル実証事業計画を取りまとめ、別記様式4により事業承認者に提出するものとする。ただし、(3)の事業の公募において提出された生産性向上モデル実証事業計画のうち提出時から変更がないものについては、事業承認者の承認を受けたものとみなす。

イ 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、生産性向上モデル実証事業計画の承認後、モデル実証実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払いを行う。

ウ 生産性向上モデル実証事業の進捗管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、モデル実証実施主体に必要な報告をさせるとともに、モデル実証実施主体における事業の進捗状況を管理し、モデル実証実施主体に対し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

エ 生産性向上モデル実証事業の実施状況報告

事業実施主体は、モデル実証実施主体が行う生産性向上モデル実証事業（事業終了後においては、成果普及状況報告）について、事業終了後速やかに、モデル実証実施主体に実施状況報告書及び実施結果報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。

(5) 生産性向上モデル実証事業の評価

事業実施主体は、外食・中食産業、企業・店舗経営管理、情報通信技術、サービス工学等に関する分野の専門家、外食・中食団体等から構成される評価委員会を設置し、(4)のエの実施状況報告等をもとに、モデル実証実施主体が行う生産性向上モデル実証事業について、次に掲げる観点から評価を行うものとする。

ア 生産性向上にどの程度の効果があったか（付加価値の向上、コストの削減、実用化及び普及の可能性）

イ 実証に要するコストや期間は適切か

ウ 実証に当たっての実施体制は適切か

第9 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、事業承認者は、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

- (2) 第3の2の事業実施主体が(1)の報告書を事業承認者に提出する際には、第

8の2の（4）のエに基づいてモデル実証実施主体に提出させる生産性向上モデル実証事業の実施状況報告をとりまとめ、同（5）の生産性向上モデル実証事業の評価を付して提出するものとする。

2 成果の報告等

事業実施主体は、事業終了後の翌年度から3年間、別記様式5により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに食料産業局長に報告するものとする。

なお、第3の1の事業については、次の（1）及び（2）の事項を行い、第3の2の事業については、次のすべての事項を行うものとする。

- （1）事業実施主体は、事業成果について、新聞、図書、雑誌論文、インターネット等で公表するものとする。
- （2）事業実施主体は、事業承認者が事業の成果を普及しようとするときは、資料を提供する等協力をするものとする。
- （3）事業実施主体は、第3の2の（2）で実施した生産性向上モデル実証について、研修会の開催等により広く普及を図るものとする。

3 指導

- （1）事業承認者は、1の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- （2）事業承認者は、2の報告により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- （3）事業承認者は、（1）及び（2）のほか、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- （1）本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農林水産省に報告すること。

- (2) 農林水産省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、農林水産省が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第12 収益納付

- 1 事業実施主体は、本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、実施要綱第8の規定に基づき、別記様式6により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに事業承認者に報告するものとする。
なお、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 事業承認者は、1の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。
- 3 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。
なお、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

第13 留意事項

- 1 事業実施主体は、関係省庁、関連事業者・団体等との必要な調整・連携を図るものとする。特に第3の2の事業の事業実施主体は、生産者・消費者等からの提案に基づくなど現場発の発想を踏まえた上、事業効果をより高めるために多様な事業体や事業体が所有するモノやサービスと結合した戦略的な取組となっていること。
- 2 第3の1の事業の事業実施主体は、地方公共団体、生産者、食関連事業者等と幅広く連携するなどにより、農林水産業やその関連産業の発展、農山漁村地域の振興に貢献するよう努めること。
- 3 第3の2の(2)のモデル実証実施主体は、生産性向上モデル実証事業の実施に当たり、第3の2の(1)のイで実施する研修会等に参加するなど、連携を図るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 医福食農連携推進環境整備事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4813号）及び消費者ニーズ対応型食育活動モデル事業の運用について（平成25年5月16日付け25消第14号）は廃止する。なお、廃止前の同通知により、平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 2 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 1 0 特記すべき事項
- 1 1 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式2(第7関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施計画の
承認(変更、中止、廃止の承認)申請について

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱(平成28年4月1日付け27食産
第5516号農林水産事務次官依命通知)第5の1(注1)の規定に基づき、
関係書類(注2)を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

(変更理由)

○○○○○○○○○○(注3)

(中止、廃止の理由)

○○○○○○○○○○(注4)

(注1) 変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

(注2) 関係書類として別添を添付すること。

(注3) 変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知が
あった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事
業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記
入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものに
ついては省略する。

(注4) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載するこ
と。

(注5) 事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平
成 年度食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施結果の
報告について」とし、別添には実績を記載すること。

(別添)

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助 金	事業実施主 体		
		千円	千円	千円	委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。
2 事業細目は、交付要綱別表 1 の食のサービス産業イノベーション推進対策事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 事業の目的及び内容

① 事業の目的

② 実施戦略

③ 連携体制図

④ 事業の内容

事業項目	実施場所	実施時期	参加人数	備 考

⑤ 期待される成果

（注）①の「事業の目的」を達成するための具体的な定量目標を設定し記載すること。

別記様式3(第8の2関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食のサービス産業イノベーション推進対策事業の生産性向上モデル実証事業実施規程の承認（変更の承認）申請について

食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5752号農林水産省食料産業局長通知）第8の2の（1）の規定に基づき、生産性向上モデル実証事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）関係書類として、生産性向上モデル実証事業実施規程を添付すること。

別記様式4(第8の2関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食のサービス産業イノベーション推進対策事業の生産性向上モデル実証事業計画の報告について

食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5752号農林水産省食料産業局長通知）第8の2の（4）のアの規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として別添を添付すること。

(別添)

生産性向上モデル実証事業計画の概要

モデル実証実施主体名	生産性向上モデル実証事業計画の概要

注：モデル実証実施主体が作成し、事業実施主体に提出のあった生産性向上モデル実証事業計画を添付すること

別記様式 5（第 9 の 2 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食のサービス産業イノベーション推進対策事業に係る事業成果状況報告書

平成 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5752 号農林水産省食料産業局長通知）第 9 の 2 に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要のわかる資料、アンケート調査結果等を添付すること。

別記様式6(第12の1関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食のサービス産業イノベーション推進対策事業収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった食のサービス産業イノベーション推進対策事業に関する平成 年度の収益の状況について、食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5752号農林水産省食料産業局長通知）第12の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 円
- 3 上に要する費用の総額 円
- 4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号確定 円
- 5 前年度までの収益納付額 円
- 6 本年度収益納付額 円

(算定根拠)

(注) 収益計画書等を添付すること。